

(株)セブカルチャーネットワーク旅行条件書 (海外募集型企画旅行)

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申込みの際は、必ず本旅行条件書をお読みいただき、その内容について十分に確認いただきますようお願いいたします。

1 旅行契約の締結および適用範囲

(1) この旅行は、株式会社セブカルチャーネットワーク(以下「当社」といいます。)が企画・募集・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

(2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

(3) 旅行契約の範囲は、最終の旅行日程表に記載している国際線出発空港の空港構内にて乗客または当社係員が受付を行う場合はその受付完了時から、それ以外の場合は、添乗のみが入場できる手荷物の検査等の完了時から、国際線出発空港構内にて乗客のみが入場できる手荷物引き取り等の場所から出たときまでとなります。海外発着の旅行(以下「現地発着プラン」といいます)については、最終旅行日程表でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外の解散場所で解散するまでとなります。
【「現地発着プラン」の参加条件・集合・解散について】

●本体のツアーが催行されることが参加条件となります。

* 天災・地震などにより、運送機関が遅延・不通・スケジュール変更となり本体の旅行が催行できず、お客さまとの集合場所(ご旅行の開始場所)に到着できない場合は、当「現地発着プラン」の旅行契約は解除となります。この場合は旅行代金を全額返金いたします。ただし、お客さまが当初予定の集合場所(ご旅行の開始場所)から、旅行日程を変更して旅行の継続を希望される場合は、当社はこれを引き受けます。その際、旅行日程の変更により旅行代金が増額または減額したときは、その差額を追徴または返金いたします。

* 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更などにより、本体ツアーの目的地到着が遅れた場合や目的地が変更となった場合は、本体ツアーとの合流時点(ホテルなど)が集合場所となります。当社はその場合でも、旅行代金は変更いたしません。なお、当社の関与できない事由であらかじめ定められた集合場所に到着できず、その後も本体ツアーへ合流できない場合は、所定の取消料を承ります。

(4) 旅行契約の内容及び条件は、パンフレット、ホームページ等の募集広告(以下「パンフレット等」といいます。)、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社の「旅行業約款(募集型企画旅行の部)」(以下「約款」といいます。)によります。ただし、現地発着プランは、当社特定海外旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「特定約款」といいます。)によります。また、日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行(日本発着時に船舶を利用する海外旅行を除きます。)であって、パンフレットなどにその旨記載したツアーについては、当社クルーズ船を利用する海外旅行に使用する旅行業約款募集型企画旅行の部(以下「当社クルーズ約款」といいます。)によります。「特定約款」と「クルーズ約款」は、第17項取消料 部分以外は、当社約款と同内容となります。

2 旅行のお申し込み方法

(1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、おひとりにつき下記の申込金を添えてお申込みいただきます。なお、申込金は旅行代金、取消料、違約料の一部として取扱います。

旅行代金(おひとり)	申込金(おひとり)
50万円以上	100,000円以上旅行代金まで
30万円以上 50万円未満	50,000円以上旅行代金まで
15万円以上 30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

ただし、別途パンフレット等に申込金の記載がある場合はその定めるところによります。

(2) 当社又はこの旅行を当社を代理して販売する会社(総称して以下「当社」といいます。)は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の申込時点では旅行契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は予約がなかったものとして取扱います。

(3) 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は当該予約の受付の順位によることとなります。

3 ウェイティングの取扱いについて<特約>

当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます。)をすることがあります。

(1) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング期間」といいます。)を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。

(2) 当社は、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

(3) 旅行契約は、当社が前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとします。

(4) 当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

(5) 当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合、預り金の全額をお客様に払戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいただきません。

4 お申し込み条件

(1) 旅行開始日時時点で15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします(ただし、一部のコースを除きます。)。なお、15歳以上18歳未満の方のご参加は、親権者の同意書が必要となります。

(2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、当社は旅行契約の締結に応じないことがあります。

(3) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合、当社は旅行契約の締結に応じないことがあります。

(4) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方、その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)。あらかじめ当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

(7) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。

(8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

(9) 当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)(7)(8)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

(10) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様のご負担になります。

(11) お客様のご都合による別行動は原則としてお受けいたしかねます。ただし、コースにより別途条件(手配旅行契約等)でお受けいただけます。

(12) 他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、当社は旅行契約の締結に応じないことがあります。

(13) その他当社らの業務上の都合で、当社は旅行契約の締結に応じないことがあります。

5 旅行契約の成立と契約書面・確定書面の交付

(1) 旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時点で成立します。

(2) 当社は旅行契約が成立後速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお客様に交付いたします。

(3) 契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)を旅行開始日の前日までに交付いたします。(原則として旅行開始日の2週間前～7日前にはお渡しするよう努力いたしますが、年末年始やゴールデンウィークなど特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しする場合がございます。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。)ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を交付する場合があります。

6 旅行代金

(1) 旅行代金は、パンフレット等に定める「旅行代金として表示した金額」+「追加代金として表示した金額」-「割引代金として表示した金額」となります。なお、特に注釈のない限り、旅行開始日時時点で満12歳以上の方は大人代金、満2歳以上12歳未満の方は子供代金となります。また、幼児代金は旅行開始日時点において、満2歳未満で航空座席を使用しない方に適用し、別途ご案内いたします(航空座席を使用する場合は子供代金が適用になります。)。ただし、パンフレット等において別に定めがある場合は当該パンフレット等の適用を適用します。なお、幼児代金には滞在地上費は含まれておりません。

(2) 旅行代金は、各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。

(3) 旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただきます。ただし、旅行開始日の前日から起算して20日以降にお申し込みの場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社らの指定した期日までにお支払いいただきます。

7 旅行代金に含まれているもの

旅行代金にはパンフレット等に旅行日程として表示された以下のものが含まれます。なお、お客様の都合により、一部利用されなかったとしても払戻しはいたしません。

① 運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。等級が選択できるコースでは募集パンフレットに明示いたします。)

② 送迎(空港・駅・埠頭と宿泊場所等)、都市間の移動のバス・車等の料金。ただし、旅行日程に「お客様負担」と記載してある場合を除きます。

③ 宿泊費及び税・サービス料金(特に記載のない限り、2人部屋に2名様を基準とします。)

④ 食事代及び税・サービス料金。

⑤ 観光料金(入場・拝観・ガイド代)及び税・サービス料金。

⑥ おひとり様スーツケース1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はおひとり様20kgが原則となっておりますが、等級や方面によって異なりますので、詳しくは係員にお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。また、一部の空港・駅・ホテルではポーターがいらない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。)

- ⑦添乗員が同行するコースでは添乗員の経費。
- ⑧団体行動中のチップ。
- ⑨その他「旅行代金に含まれるもの」として明示した費用

8 旅行代金に含まれないもの

第7項に定めるものの他は旅行代金に含まれておりません。その一部を以下に例示いたします。

- ①旅行日程中の「フリータイム」「自由行動」「各自で」等と記載されている区間の交通費等。
- ②超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)。
- ③グリーン代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイドに対する心付け、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金。
- ④自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等。
- ⑤希望者のみが参加するオプションツアー(別途料金の小旅行)等の料金。
- ⑥日本国内の空港施設使用料、旅行日程中の空港税、出国税、国際旅客航路料及びこれらに類する諸税・料金(パンフレット等で当社が含んでいる旨を明示した場合を除きます)。
- ⑦運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ等)(パンフレット等で当社が含んでいる旨を明示した場合を除きます)。
- ⑧傷害、疾病に関する医療費等。
- ⑨渡航手続諸経費(パスポート・ビザの取得料金、予防接種料金および渡航手続代り料金)。

9 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更する場合があります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明いたします。

10 旅行代金の変更

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定額の範囲内で旅行代金を変更することができます。この場合、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に於ける日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその減少額だけ旅行代金を減額いたします。
- (3) 第7項により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)が変更したときは、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更することができます。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更いたします。

11 お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。ただし、この場合、お客様は所定の事項を記入のうえ、所定の用紙を当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料としてお客様1名様あたり1万円をお支払いいただきます(但し、取消料対象期間外の場合を除きます)。また、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾を得、かつ手数料を当社が受理した時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することとなります。なお、当社は、コース・時期等により当該交替をお受けできない場合がございます。

12 お客様による旅行契約の解除(旅行開始前)

- (1) お客様は第17項(1)に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申し込みされた当社らの営業時間内にお受けいたします。
- (2) お客様は次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - ①当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表の左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
 - ②第10項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ④当社が、お客様に対し第5項(3)で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。
 - ⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払戻しをいたします。
- (4) お客様の都合で旅行開始日及びコース変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくこととなります。この場合、当社は第17項(1)の旅行契約の解除日に基づく取消料を申し受けます。

13 お客様による旅行契約の解除(旅行開始後)

- (1) お客様の都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、お客様は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合、

当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払戻しいたします。ただし、当該旅行サービスを受領することができないことが、当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払戻しいたします。

14 当社による旅行契約の解除・払戻し(旅行開始前)

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないうちは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合は、第17項(1)に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - ①お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
 - ②お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - ③お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
 - ④お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。
 - ⑤お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ⑥お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日及び12月20日～1月7日(以下「ピーク時」といいます。)に旅行を開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目に当たる日より前に、また、同期間以外に旅行を開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - ⑦スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
 - ⑧天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

15 当社による旅行契約の解除(旅行開始後)

- (1) 当社は次に掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。
 - ①お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
 - ②お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - ③お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ④天災地変、騒乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 本項(1)により当社が旅行契約を解除したときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しをいたします。
- (3) 本項(1)④により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客様のご負担となります。
- (4) 集合時刻を過ぎても集合場所に不越しにならない場合、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、権利放棄とみなし払戻しはいたしません。

16 旅行代金の払戻し

当社は第10項(2)から(4)により旅行代金が減額された場合又は第12項から第15項により旅行契約が解除された場合において、お客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払戻しをいたします。

17 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対して、おひとりにつき次の料率の取消料をお支払いいただきます(ただし、パンフレット等に取消料を明示した場合はそれによります)。

①本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する旅行契約(貸切航空機を利用する旅行契約は除く。)に係る取消料

区 分	右記以外の旅行の取消料(おひとり)	PEX 運賃等を利用する旅行の取消料(注 2.3)
イ. 旅行契約締結後に解除する場合(ロ～ハを除く)	—	旅行契約解除時の航空券取消料等の額
ロ. 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目に当たる日以降に解除する場合(ハ～ヘを除く)	旅行代金の 10% (10 万円を上限)	左記又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
ハ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目に当たる日以降 15 日目に当たる日までに解除する場合(ニ～ヘを除く)	旅行代金が 50 万円以上・・・10 万円 30 万円以上 50 万円未満 ・・・5 万円 15 万円以上 30 万円未満 ・・・3 万円 10 万円以上 15 万円未満 ・・・2 万円 10 万円未満・・・旅行代金の 20%	
ニ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目に当たる日以降 3 日目に当たる日までに解除する場合(ホ～ハを除く)	旅行代金の 20%	
ホ. 旅行開始日の前々日以降に解除する場合(ヘを除く)	旅行代金の 50%	
ヘ. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%	

注 1: ピーク時とは、4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7 をいいます。
 注 2: 航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券(PEX 運賃等)を利用する募集型企画旅行契約であって、当該コースにて当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料、その他の航空運送契約の解除に要する費用の条件及び金額を明示した場合に適用します。
 注 3: 航空券取消料等の額が旅行契約の取消料となる場合に、発券した航空券の運賃種別を確認することを希望するお客様は販売店にお申し出ください。利用航空会社の航空券取消条件はそれぞれの航空会社のウェブサイトでご確認頂けます。不明な点は販売店にお問い合わせください。

- ②本邦出国時又は帰国時に貸切航空機を利用する旅行契約に係る取消料
パンフレット等に明示する当社約款に基づく取消料によります。
- ③本邦出国時又は帰国時に船舶を利用する旅行契約に係る取消料
パンフレット等に明示する当社約款に基づく取消料によります。
- ④日程中に 3 泊以上のクルーズを含む旅行であって、募集パンフレット上にクルーズ約款を適用する旨記載があるもの
パンフレット等に明示する当社約款に基づく取消料によります。
- (2) 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上の事由に基づき取消になる場合も本項の取消料をお支払いいただきます。

18 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努め、お客様に対して次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- ①お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けとめるために必要な措置を講ずること。
- ②本項①の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるように努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるように努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるように努力すること。

19 添乗員

- (1) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- (2) 添乗員の同行する旅行には添乗員が、添乗員が同行しない旅行には旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行には、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示いたします。
- (4) 添乗員その他の者の業務は原則として 8 時から 20 時までとします。

20 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他(伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延・不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮等)の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

- (3) お客様の手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず損害発生の日から起算して 21 日以内に当社に対して通知があったときに限り、おひとり様 15 万円を限度(当社の故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償いたします。
- (4) 航空運送約款または航空会社の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約(重複予約)をお持ちの場合、航空会社で予約が取り消されても当社は責任を負いません。

21 特別補償

- (1) 当社は第 20 項(1)の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、約款別紙の「特別補償規程」で定めるところにより、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、お客様又はその法定相続人に死亡補償金として 2,500 万円、入院見舞金として入院日数により 4 万円～40 万円、通院見舞金として通院日数により 2 万円～10 万円、携帯品損害補償金(15 万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は 10 万円)をお支払いいたします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、各種データ、その他壊れ物等補償の対象とならないものがあります。
- (2) 当社が第 20 項(1)の責任を負うことになったときは、本項(1)の補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当されます。
- (3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、疾病等の他、旅行の旅行日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超常動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗等の他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。ただし、当該運動が募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。

22 オプショナルツアーまたは情報提供

- (1) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行(オプショナルツアー)には、パンフレット等で「企画・実施:株式会社セブカルチャーネットワーク」等と明示します。当該オプショナルツアーについては、主たる旅行契約の一部として取扱います。
- (2) パンフレット等でオプショナルツアーの企画・募集・実施が当社以外の現地旅行会社等である旨を明示した場合には、当社の実施する募集型企画旅行ではありません。当該ツアーについては、お申し込み、お支払とも現地となり、現地の法令又は監修に基づいて現地旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- (3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等に記載する場合があります。この場合、当社の企画旅行参加中に、当該可能なスポーツによりお客様に発生した損害に対しては、当社は第 21 項の特別補償規程は適用いたしません。その他の責任は負いません。

23 旅程保証

- (1) 当社は、次の表に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の施設の不足が発生したことによるものを除きます。))を除きます。)が生じた場合は、旅行代金と同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了の日翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 20 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更

- イ. 天災地変
- ロ. 戦乱
- ハ. 暴動
- ニ. 官公署の命令
- ホ. 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- ヘ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ト. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

②第 12 項から第 15 項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更

- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様 1 名に対して 1 旅行につき旅行代金に 15% を乗じた額を上限といたします。また、お客様 1 名に対して 1 旅行につき支払うべき変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 本項(1)(2)に基づき変更補償金をお支払いする場合でも、当社はおお客様の同意を得て、金銭による支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行う場合があります。

【変更補償金】

当社が変更補償金を支払う変更	1 件当たりの率	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%

